

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
1	北海道(公表センター)	「平成24年8月15日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡」(以下「事務連絡」)添付資料の別紙5(運営情報)の表中、「確認のための材料」欄と「データ」欄の間の欄の列は、何を意味する列か。	システム上、回答用のエリアが表示されています。特段意味はありません。
2	北海道(公表センター)	事務連絡添付資料の「報告／審査・受理システムの現行システムとの差異」中、新システムで削除した機能の「調査票変更箇所の保持機能」とは、どのようなものか。	事業所の報告内容を修正した際、履歴を保持しておく機能です。
3	北海道	道では、これまで報告・調査・公表計画の策定に必要なことから、公表システムとは別に道内の膨大な介護サービス事業所の中から報告・調査・公表対象事業所を効率的に決定するための事務処理システムを構築し、事務行ってきたところであるが、今後、事業を行うにあたり、多数の介護サービス事業所を有する都道府県においては、当該システムの活用は、効率的に事務を行う上で有効であり、当該システムの構築及び維持経費が、「介護サービス情報の公表制度支援事業(都道府県分)」の補助メニューに追加されるかどうかご教示願う。	見直し後の制度を安定的、効率的に運用するものとして必要不可欠なものであれば補助対象とすることも可能。
4	北海道	地域密着型サービス外部調査等受検実績によって本制度の適用除外とする考えが示されているが、逆に言うと、本制度により公表される情報は、他の調査における包含していると考えて良いか。仮に包含されているのであれば、適用除外することは問題であり、他の調査で漏れている項目はどのように把握するのか教えていただきたい。	国のガイドラインで、第三者評価や外部評価を受審した事業所に一定の配慮をすべきとしたのは、調査項目が類似しているという観点よりも、第三者が直接事業所に訪問していることへの配慮としているところ。
5	秋田県	①8/15QAの N013回答で、課長通知の報告様式を利用とあるが、誤植等を修正したエクセル調査票や基本情報と運営情報が一体となったエクセル調査票を示してほしい。	誤植修正版はシステム稼働前にお示しする予定です。一体となった調査票はお示しする予定はありません。
6	秋田県	②報告サブシステムの帳票印刷機能により出力された調査票と、別紙5の調査票は別物と解釈してよいか。	別紙5の調査票が、帳票印刷機能での調査票出力イメージとなります。
7	秋田県	③別紙5の運営情報にある{2}[1]等は何を示しているのか。	システムの管理上の表示です。実際の印刷の際は表示されません。
8	秋田県	④別紙5の基本情報、運営情報は、報告システム・管理システム双方からの印刷が可能か。	可能です。
9	秋田県	⑤疑義チェック機能の具体的な内容は。	別途お示します。
10	秋田県	⑥パスワードの有効期限のチェック機能は、管理システムのみか。またその期間は。	報告サブと管理サブでチェックされます。期限はシステム上で設定が可能です。
11	秋田県	⑦未掲載の事業所を公表した場合、どんな処理が必要か。	事業所計画マスタで「未掲載」フラグを削除し、通常の公表処理を行います。
12	秋田県	⑧同一区分(一体的報告・調査)で複数サービスが対象となった場合、それぞれの調査票様式区分で報告してもらうこととなるが、グループ番号は何に活かされるのか。	報告サブで事業所がログインした際、関連事業所として、表示されます。
13	福井県	Q&Avol2のNo.7によると、システム上、新規事業所と既存事業所の区別がないとのことであるが、報告の際、運営情報の報告義務がない新規事業所の場合にも運営情報の入力画面が表示されるということか、またこの場合、運営情報を入力しなくても(システムでエラーが出ることなく)報告、公表できるのか	お見込みの通り、新規事業所であっても運営情報の入力画面が表示されます。そのまま提出することも回答可能な部分だけ回答して提出することも可能です。また、公表・報告システムでは、新規事業所の運営情報の報告は次年度以降となる旨の注意書きが表示されます。

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
14	福井県	制度変更で、本体サービスが報酬100万円を超え、介護予防サービスが報酬100万円以下の事業所場合、介護予防サービスについて公表義務がなくなったが、この場合、 ①予防サービス単独の項目(例、介護予防サービスへの提供実績)について、何も入力せずとも報告、公表が可能か。それとも何らかの値(ゼロなど)を入れるのか。 ②予防サービスにおいて、公表義務がないため、入力していない、ということが何かで表示されるのか。 現状の情報では、予防サービスの指定年月日を記載しなければ「予防サービス実施なし」と表示されるとあるが、この場合、実施はしているので、本表示にはあてはまらないが、他に何かで表示があるのか。	①入力必須項目以外は未入力で提出が可能です。入力必須項目の場合、何らかの値の入力が必要となります。 ②介護報酬実績での管理はシステム上していません。
15	福井県	報告システムはwindows8に搭載されるInternetExplorer10には対応するのか。 (推奨環境(Webブラウザ)や稼働環境を教えてください)	現時点での稼働環境は別紙のとおりです。今後のバージョンアップにはできる限り対応はしていく予定です。
16	岐阜	・Internet Explorer以外のブラウザでシステムを利用することは可能か。	別紙のとおり対応可能です。
17	岐阜	・操作マニュアル(事業者・一般利用者向け)のダウンロードは、どのように行うのか。	各サブシステムのヘルプページからダウンロードしていただきます。
18	岐阜	・Windows8への対応予定は？	今後のバージョンアップにはできる限り対応はしていく予定です。
19	岐阜	介護報酬100万円未満の年度が継続している事業者、休止・廃止事業者について、公表期間、公表ルールは、都道府県ごとに定めることになるのか。 利用者視点で考えた場合、統一ルールでの運用が分かりやすいのでは。	お見込みのとおりです。 利用者視点で考えた場合、自治体内で統一したルールに基づいていけば、全国統一でのルールは必要ないかと考えます。
20	岐阜	短期入所療養介護については、介護保険法施行規則第140条の43第1項により、老人保健施設、医療法第7条第4項第2号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所が対象となることですが、サービスコードは、介護老人保健施設と介護療養型医療施設しかありませんが、介護療養型医療施設のコードを使用するのですか。	短期入所療養介護については、サービスコード220「短期入所療養介護(介護老人保健施設)」と230「短期入所療養介護(介護療養型医療施設)」の2つがありますので、区別が必要です。
21	広島	① 事業所計画マスタは、公表計画の行うすべての事業所の情報を県、または公表センターで入力しないといけないのか？	お見込みのとおりです。基本的には前年度の計画ファイルを更新する形となります。
22	広島	② 新規の事業所の場合は、事業所名、などの情報をマスタ入力できないといけないのか？	マスタへの直接入力もしくは計画マスタの取り込みが必要です。
23	広島	③ 記入漏れなどがあつた場合、事業所からの報告を受け付けられない機能があるのか？	入力必須項目に記入がない場合は、エラーとして、提出できない仕様となっています。
24	広島	④ 都道府県独自項目を設定しないことは可能か？	可能です。
25	広島	⑤ 報告の締め切り日などの設定は、日付まで設定できるのか？例 11月15日など	お見込みのとおりです。
26	広島	⑥ 「非公表」はどういった場合が想定されるのか？	当該事業所が休止・廃止された場合や虚偽報告が疑われる場合を想定しています。
27	広島	⑦ 「事業所の特色」の記載要領は、国で作成しているのか？	事業所向けマニュアルに基づき記載をします。
28	広島	⑧ 公表事業所ごとのページについて、閲覧数の集計はできないか？	事業所単位でのアクセス数の集計は行っていません。
29	広島	⑨ アクセス数の把握について、都道府県ごとのトップページに、トータル、本日、前日のアクセスカウンタが表示されるということだが、期間中(任意設定)のアクセス数を集計することはできるか？	国から毎月の都道府県トップページ等のアクセス数は必要に応じて情報提供する予定です。
30	広島	⑩ 今回の新たなシステムについて、8/31の会議では、一部の説明だけでなくその全てについて説明してほしい	説明します。

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
31	福岡県	県が処理する公表システム画面では、事業者間の公平性の観点から、事業者が報告した順に公表処理を行えるよう、例えば報告した順に一覧に表示されるような仕組みとなっているか。	管理サブでは、事業所提出日をキーとして事業所検索を行うことで、ご要望の対応が可能です。
32	福岡県	ワムネットが9月に終了することから、対象外事業所(介護報酬額が100万以下で公表の対象でない事業所)について、利用者等が閲覧する公表画面上で表示することは可能か。 未提出事業所(公表の対象でありながら、報告がないため公表されていない状態の事業所)について、8月15日付Q&AのNo.21にあるとおり、「未掲載」として一覧に表示されるとあるが、例えば、「公表の対象であるにもかかわらず、報告をしていない事業所」「法を遵守していない事業所」等、どういう表示で掲載されるのか。 また、上記の対象外事業所と未提出事業所は、システム上及び利用者等が閲覧する公表画面上で区別して表示することは可能か。	介護報酬の支払実績額によるシステム上の管理は行っていません。未掲載の事業所一覧については、「未掲載」フラグを立てた事業所が一律で表示されます。ご要望のような区別はできないので、そもそもの公表対象外事業所を誤って載せないように留意が必要です。今回、未掲載事業所を表示できるようにした理由は、これまでは報告拒否事業所には指定取り消しという方法でしか対応ができず、余りに厳しすぎる罰則であるため実行できない、という声を踏まえて導入を図ったところです。未掲載事業所を表示するか否かも都道府県の任意となります。
33	福岡県	調査が任意となり、本県の場合、調査を受けるか否かは事業所の判断となるが、希望して調査を受けた事業所がメリットとなるよう、利用者等が閲覧する公表画面上でその旨がわかるか。また、その場合、どのように表示されるのか。	公表サブの事業所一覧表示の際、希望して調査を受けた事業所については、備考欄にアイコンが付与され、検索結果の上位に表示されます。
34	福岡県	施行規則が改正されたが、例えば、①訪問介護②介護予防訪問介護③夜間対応型訪問介護を一体的に運営し、県においても一体的区分として取り扱う場合に、事業所の介護報酬額が①100万超②100万以下③100万以下であった場合、事業所が報告しなければならないのは①の訪問介護のみとなり、100万以下の②③は報告の義務はないということでしょうか。 上記の場合、報告義務のあるサービスが①訪問介護のみということであれば、当該事業所が調査を希望した場合、調査対象とできるのは①訪問介護だけであり、②③については調査できないこととなるのか。 また、事業者が①②③の3サービスについて報告した場合、①②③を一体的に調査することは可能か。	報告義務についてはお見込みのとおりです。制度上、介護報酬支払実績が100万円以下の事業所に対して、報告義務はないため、調査対象とはなりません。自ら報告・調査を希望する事業所への調査を妨げるものではありません。 また、一事業所内で複数サービスを運営している場合は、一体的な調査が可能です。
35	福岡県	新規事業者は基本情報の公表のみとなるが、あわせて運営情報も公表することは可能か。	新規事業所についても、回答可能な部分のみ回答して、運営情報を提出することが可能です。

(別紙)システムの稼働環境について

OS	バージョン
Windows	Windows XP SP3、Windows Vista SP2、Windows7、Windows7 SP1
Mac	Mac OS X v10.6
webブラウザ	バージョン
Internet Explorer(IE)	IE7、IE8、IE9
safari	Safari 5
Office製品	バージョン
Microsoft Office	2003、2007、2010
OpenOffice.org	3